

習志野市公共交通運行継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響により厳しい経営環境にある交通事業者に対して、事業の継続を支援し、市民生活や経済活動を支える公共交通を維持するため、予算の範囲内において習志野市公共交通運行継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営む法人で、市内に停留所を有する一般路線バスを運行するものをいう。
- (2) 市内法人タクシー事業者 運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人(福祉輸送のみを営む法人を除く。)で、市内に本店又は営業所を有するものをいう。
- (3) 市内個人タクシー事業者 運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営む個人(福祉輸送のみを営む者を除く。)で、市内に住所を有するものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、市内バス事業者、市内法人タクシー事業者及び市内個人タクシー事業者であって、令和8年1月1日から第5条の規定に基づく支援金の交付を申請する日まで前3号に規定する事業を継続しており、かつ、同日以降も当該事業を継続する意思を有するものとする。

(支援金額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 市内バス事業者 1事業者につき20万円に別表第1に掲げる計算式により算出した額を加算した額
- (2) 市内法人タクシー事業者 1事業者につき3万円に市内の本店又は営業所に登録された車両の台数1台につき2万円を加算した額
- (3) 市内個人タクシー事業者 1事業者につき3万円に登録された車両の台数1台につき2万円を加算した額

2 支援金の交付は、1市内バス事業者及び1市内タクシー事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、習志野市公共交通運行継続支援金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 前条第1号に規定する支援金を申請する者 次に掲げる書類
 - ア 運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業の許可を証する書類の写し
 - イ 市内に停留所を有すること並びに別表備考1の運行するキロ程及び同表備考2の延べ運行本数が確認できる書類
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 前条第2号に規定する支援金を申請する者 次に掲げる書類
 - ア 運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業の許可を証する書類の写し
 - イ 法人登記事項証明書等市内に本店又は営業所を有することが確認できる書類
 - ウ 市内の本店又は営業所に登録された車両の台数が確認できる書類及び当該車両の車検証の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (3) 前条第3号に規定する支援金を申請する者 次に掲げる書類
 - ア 運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業の許可を証する書類の写し
 - イ 運転免許証の写し
 - ウ 保有する車両の車検証の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期限は、令和8年3月31日までとする。

(支援金の額の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否及び第4条の規定による支援金の額を決定し、交付を決定したときは習志野市公共交通運行継続支援金交付決定通知書（第2号様式）により、交付を却下したときはその旨を、当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、市長が指定する期日までに習志野市公共交通運行継続支援金交付請求書（第3号様式）により、支援金の交付を市長に請求しなければならない。

(支援金の返還等)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者がいるときは、既に交付した支援金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

別表第1（第4条第1項第1号）

計算式	営業キロ程×延べ運行本数×支援単価（1.79円）
-----	--------------------------

備考

- 1 この表において「営業キロ程」とは、令和8年1月1日時点の市内を運行する路線の営業キロ程をいう。
- 2 この表において「延べ運行本数」とは、令和8年1月1日時点の市内を運行する路線における令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間の延べ運行本数の見込数をいう。
- 3 この表により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。